

## 広島県金融広報委員会の講師派遣制度について

年金、金融商品、悪質商法、生活設計など、身近なテーマについて講師派遣【無料】を行っています。

※10名以上のグループでお申込みください。

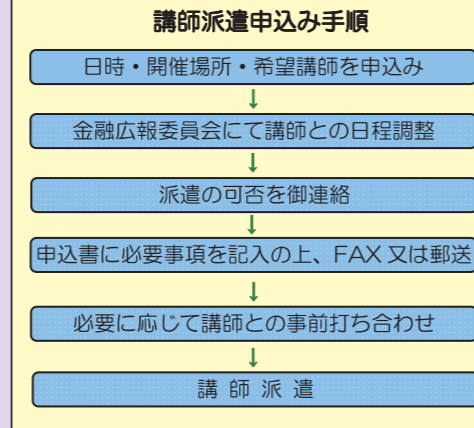
※学校、公民館等への講師派遣も可能です。

※講師は消費生活アドバイザーやCFP（ファイナンシャルプランナー）などです。内容によって講師の御希望を伺いますので、電話で御相談ください。

### 広島県金融広報委員会

〒730-0011 広島市中区基町 8-17 日本銀行広島支店内  
電話：082-227-4268 FAX：082-502-0165

当委員会は、広島県、中国財務局、日本銀行広島支店、県内の金融機関等からなる組織です。



【講師をつとめる金融広報アドバイザーの御紹介（平成26年9月現在）】

アドバイザー名	得意分野	アドバイザー名	得意分野
でじ ちえ 出路 千恵	・家計簿記帳と生活設計 ・子育て支援、家計診断 ・その他消費者問題	かじもと リエ 梶本 利恵	・生活設計・資金計画の立て方 ・生活設計における保険設計の基本 ・金融経済の基礎知識
おおた かずこ 太田 和子	・金銭教育 ・高齢者の生活設計 ・消費者啓発	いそざき のりお 磯崎 紀夫	・ライフプラン ・金融知識の普及 ・キャリアカウンセリング
どい けいこ 土井 敬子	・消費者問題 ・金銭教育 ・生活設計	くらはし たかひろ 倉橋 孝博	・金融資産運用の基礎知識 ・高校生、大学生へのコーチングを通じた金銭教育 ・老後資金づくりと相続対策
いしだ しげる 石田 茂	・金銭感覚の育成 ・消費者問題 ・高齢者の生活設計	まつおか くにやす 松岡 邦泰	・幼少期からのしつけと金銭教育 ・児童、生徒の金銭教育 ・くらしと金融の基礎知識
むかい のぼる 向井 昇	・金融経済の基礎知識 ・退職後の生活設計 ・経済新聞の読み方	かわむら さわこ 川村 佐和子	・消費者トラブル最新情報 ・賢い「子ども消費者」になろう！ ・「参加型」消費者トラブル対策講座
さとう けんじ 佐藤 建次	・ライフプラン ・リタイアメントプランニング ・老後の財産管理		

## あなたのまちの消費生活相談窓口

市 町	電話番号	相談日※	相談時間※
広島市	082-225-3300	火を除く毎日 (祝日も対応)	10:00～19:00
呉市	0823-25-3218	月～金	8:30～16:30
竹原市	0846-22-6965	月～金	10:00～16:00
大崎上島町	0846-65-3123	奇数月の第1金	10:00～15:00
三原市	0848-67-6410	月～金	9:00～16:00
尾道市	0848-37-4848	月～金	9:00～17:00
福山市	084-928-1188	月～金	8:30～16:30
府中市	0847-43-7106	月・火・木・金	10:00～16:00
三次市	0824-62-6222	月・火・木・金	9:00～16:00
庄原市	0824-73-1228	月～金	9:00～16:00
大竹市	0827-57-3236	火・金	9:00～16:00
東広島市	082-421-7189	月～金	9:00～17:00

市 町	電話番号	相談日※	相談時間※
廿日市市	0829-31-1841	月～金	9:00～16:00
安芸高田市	0826-42-1143	水・金	9:30～16:30
江田島市	0823-40-2212	月～金	10:00～16:00
府中町	082-286-3128	月～金	9:00～16:00
海田町	082-823-9219	木	9:30～16:00
熊野町	082-820-5603	月・水	10:00～16:00
坂町	082-820-1535	水	9:00～16:00
安芸太田町	0826-28-1973	月～金	9:00～16:00
北広島町	0826-72-5571	木	10:00～16:00
世羅町	0847-22-1111(代)	月～金	10:00～16:00
神石高原町	0847-89-3088	月～金	9:00～16:00

※祝日・年末年始(広島市は年末年始)は休みです。  
また、昼休憩があります。

【県の相談窓口】 広島県生活センター（環境県民局消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/life/1/4/>

消費生活相談 ☎082-223-6111 … 商品・サービスに関するトラブル、不当・架空請求など

県民相談 ☎082-223-8811 … 相続・遺言、結婚・離婚、交通事故問題など

受付時間：月曜～金曜日（祝日、年末年始を除く）9時～17時

◆この情報紙に関する問い合わせ先 広島県 消費生活課 消費政策グループ ☎082-513-2730



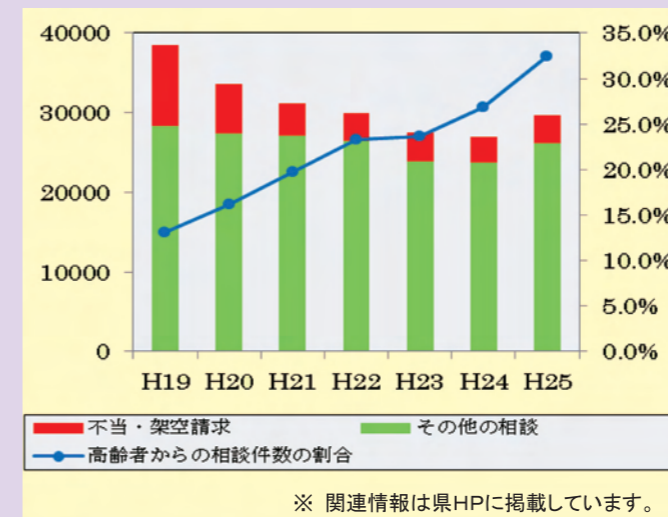
## 平成25年度 消費生活相談状況から

平成25年度に、県及び市町の窓口で受け付けた消費生活相談件数は29,606件で、前年度と比べると2,742件、率にして10.2%増加しました。このうち「不当請求・架空請求」の相談は、3,373件で前年度に比べ9.2%の増となり、それ以外の相談も26,233件で前年度比10.3%の増加となりました。〔表1〕

また、高齢者（65歳以上）からの相談は年々増加し、平成25年度は、全相談件数に占める割合が32.5%にのびりました。〔表1〕

商品・サービス別の相談件数では、「健康食品」を送りつけようとする強引な電話勧誘についての相談が最も多く、次いで、借家などに関する相談の「不動産貸借」、金銭の借入れに関する相談の「融資サービス」の順となっています。前年度最も多かった「不動産貸借」は順位を下げたものの、依然として5.6%の増加となっています。〔表2〕

【相談件数の推移と高齢者の相談割合】〔表1〕



※ 関連情報は県HPIに掲載しています。

【商品・サービス別相談件数】〔表2〕

順位	商品・サービス	相談件数	割合	前年度比
1位	健康食品	1,734	83.1%	
2位	不動産貸借	1,612	5.6%	
3位	融資サービス	1,147	▲24.5%	
4位	情報提供サービス	1,023	▲3.9%	
5位	商品一般	895	47.9%	
6位	ファンド型投資商品	773	95.7%	
7位	インターネット通信サービス	741	36.0%	
8位	建築・工事等	727	5.1%	
9位	役務その他	589	11.8%	
10位	預貯金・証券等	506	▲5.4%	

(注)「不当請求・架空請求」を除く。%は対前年度の増減の割合

## 目次

若者が遭いやすい消費者トラブル … 2～3  
広島県金融広報委員会の講師派遣制度、相談窓口 … 4

協力：広島県金融広報委員会（日本銀行広島支店内）

これは音声コードです。

目の不自由な方への情報提供を目的に作られたものです。この音声コードを、活字文書読み上げ装置で読み取らせると、音声で読み上げます。

# 若者が遭いやすい消費者トラブル

## マルチ商法

### 【相談事例】

友人から「いいアルバイトがある」と誘われて説明会に出かけた。そこで「人を紹介したり、商品を買えば売ればほどマージンが入るネットワークビジネス。簡単に儲かる」と勧められて入会した。入会には浄水器の購入が必要と言われたので、30万円を消費者金融で借りて支払った。

しかし、人の紹介も商品の販売も思うようにいかず、借入金の返済ができない。業者に「解約する」と言ったら「退会は自由だが、返品は一切認めない」と言われ困っている。

(20歳代 男性)

### 【アドバイス】

- 「必ず」「簡単に」「誰でも」儲かるようなおいしい話はありません。
- 友人からの誘いであっても必要のない場合はきっぱりと断りましょう。
- 友人を勧誘することでその人との関係を壊してしまうおそれもあります。



## キャッチセールス

### 【相談事例】

街頭で「アンケートに答えて」と声をかけられた。化粧品の試供品をもらい「時間があるならエステも無料で体験できる」と誘われて店舗について行った。肌を診断した結果、「シミや毛穴の汚れがひどい」と言われ、勧められた化粧品の32万円を契約した。

「購入すれば1年間は何回でも美顔エステを無料で受けられる」と説明されたが、そんなに何度もエステに通うことはできそうもないし、高額なので解約したい。(20歳代 女性)

### 【アドバイス】

- 街頭などで通行人を呼び止め、アンケートと称して商品の勧誘を行っている人から声を掛けられても、返事をせずに通り返りましょう。
- 万一、話を聞いて誘われた場合でも、安易に一緒にビルや店舗等には同行しないようにしましょう。
- 不要なものであれば毅然と購入を断りましょう。  
キャッチセールスで契約した場合、クーリング・オフ制度の適用があります。契約書類を受け取ってから8日間以内なら、無条件で契約を解除できます。



## 通信販売トラブル

### 【相談事例】

インターネット通販で洋服を注文した。届いた商品を見ると、写真では気が付かなかった濃いラインが入っていて気に入らない。

広告には返品不可と書いてあるが、8日以内ならクーリング・オフができるのではないかと。(20歳代 女性)

### 【アドバイス】

- 通信販売の場合、消費者の方から自主的に申し込むため、クーリング・オフ制度はありません。広告に「返品不可」と記載されていれば、自己都合で返品することはできません。(返品の可否や条件が広告に記載されていない場合は、受け取った日から8日以内であれば、送料消費者負担で返品することができます。)
- 所在地(住所)や担当者名、特に電話番号を必ず確認し、表示に不備がある場合は取引しないようにしましょう。
- 契約の内容や返品のルールについて、よく確認してから申し込むようにしましょう。
- 代金前払いは、よほど信頼できる業者でない限り、避ける方が無難です。



## 不当請求・架空請求

### 【相談事例】

携帯電話からアダルトサイトに接続して画面に表示された女性の名前をクリックしたら、いきなり「登録完了」の画面が出て、登録料5万円を請求された。驚いて画面を移動させてみると下の方から利用規約が出てきた。そこには「アクセスしたら自動登録となる」と書いてあった。最初の画面には「無料」と書いてあったのに、クリックしただけで5万円も支払うのは納得できない。(20歳代 男性)

### 【アドバイス】

- 無料と思っても料金を請求されることがあるので、安易にアクセスしないようにしましょう。スマートフォンでは、アプリも安易にダウンロードしないようにしましょう。
- 「登録完了」と表示されても、そもそも契約が有効に成立しているとは限りません。安易に支払わないようにしましょう。
- サイトを見ただけで、個人情報や相手に伝わるわけではありません。相手に連絡をとらないようにしましょう。



「あれ！これってもしかしたら…」と思ったら！悩まず相談！

